

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の参加者の資格等（2件）</li> <li>・指定公金事務取扱者の指定</li> <li>・保安林の指定の予定（2件）</li> <li>・採石法に基づく公開聴聞の実施</li> <li>・道路の区域変更</li> <li>・道路の供用開始</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の実施（2件）</li> <li>・契約者等</li> <li>・測量の実施</li> <li>・測量の終了（2件）</li> </ul> <p>◎ 交通局公告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> <li>・一般競争入札の実施</li> </ul> <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施</li> </ul> <p>◎ 選挙管理委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数について</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>スマート県庁推進課 漁 港 漁 場 課 林 政 課 監 理 課 道 路 維 持 課 //</p> <p>スマート県庁推進課 地 域 環 境 課 建 設 企 画 課 //</p> <p>総 務 課 //</p> <p>運 転 免 許 管 理 課</p> <p>選挙管理委員会書記室</p>
---	---

## 告 示

### 長崎県告示第254号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する業務  
テレワーク基盤用ファイアウォール機器等の賃貸借及び保守
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
  - (4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和7年5月15日までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
    - ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
      - (ア) 登記簿謄本
      - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
      - (ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
      - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
      - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
    - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
    - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
    - カ 印鑑届（様式第2号）
    - キ 口座振替申込書（様式第3号）
    - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
    - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
    - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
    - サ その他知事が必要と認める書類
  - (4) 申請書等の作成に用いる言語  
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。  
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
  - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1  
〔名称〕長崎県出納局物品管理室  
〔電話〕095-895-2881  
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規

定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第255号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

第三期サーバ仮想化統合基盤の賃貸借及び運用保守契約

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年5月15日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎

県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第256号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務(駐車料の徴収)を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和7年3月6日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎市興善町2番24号

氏名 株式会社ふよう長崎 代表取締役 田口 克己

3 委託事務

長崎県漁港管理条例(昭和35年長崎県条例第25号)別表第1の4の項に規定する駐車場駐車料の徴収事務

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 長崎県告示第257号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

長崎市高浜町字馬遊1262の1、1264の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬遊1262の1・1264の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第258号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南島原市北有馬町丁字中山田3114、3117の1、3125、3130、3131、3132の1、3133、3134、字八之久保3482の1、3482の2、3483、3484、3489、3490、3491の1、3491の2、3492
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中山田3114・3117の1・3125・3131・3132の1・3133・3134（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字八之久保3482の1・3482の2・3484・3489・3490・3491の1・3492（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、3483、3491の2
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第259号**

採石法（昭和25年法律第291号）第34条の4第1項及び第2項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 日時 令和7年5月16日（金） 午前11時
- 2 場所 長崎市尾上町3-1 長崎県庁6階 建築課入札室
- 3 被聴聞者
  - (1) 商号 株式会社福義丸
  - (2) 代表者氏名 側島 央士
  - (3) 主たる事務所の所在地 南島原市西有家町慈恩寺514-1

**長崎県告示第260号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
路線名 平戸田平線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

平戸市高越町字ホヲキ45番1地先から 平戸市高越町字草木原29番13地先まで	前A	8.8~15.0	70.5	
	後A	10.1~15.0	70.5	
	後B	10.1~61.4	93.4	

**長崎県告示第261号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸田平線	平戸市高越町字ホヲキ45番1地先から 平戸市高越町字草木原29番13地先まで	令和7年4月30日 7時00分

**公 告**

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

テレワーク基盤用ファイアウォール機器等の賃貸借及び保守

- (1) 借入物品  
要求仕様書による。
- (2) 借入物品の特質等  
要求仕様書による。

- (3) 借入期間  
令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（60月）

- (4) 納入場所及び条件  
要求仕様書による。

(5) 入札の方法

ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で

ないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

### 3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7年5月28日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和7年5月15日17時00分

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2233

### 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

### 7 入札説明書の交付方法

（場所）長崎県総務部スマート県庁推進課

（期日）この公告の日から令和7年5月28日17時00分まで

なお、県のホームページから入手することもできる。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

（提出場所）5の部局等とする。

（受領期限）令和7年6月5日17時00分（必着）

（提出方法）郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。）で行う。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

### 10 開札の場所及び日時

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（日時）令和7年6月6日14時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

### 11 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

免除する。

#### (2) 契約保証金



契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。）。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(14) 代理人が入札したとき。

(15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。

(18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

(19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に

基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:  
Contract for lease, operation and maintenance of Firewall for closed network system in Nagasaki Prefectural and related equipment.
- (2) Lease period:  
December 1, 2025 through November 30, 2030
- (3) Delivery place:  
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender:  
5:00 pm. June 5, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:  
2:00 pm. June 6, 2025
- (6) Point of contact:  
Smart Prefecture Development Division,  
General Affairs Department,  
Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

第三期サーバ仮想化統合基盤の賃貸借及び運用保守契約

- (1) 借入物品  
要求仕様書による。
- (2) 借入物品の特質等  
要求仕様書による。
- (3) 借入期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（60月）
- (4) 納入場所及び条件  
要求仕様書による。
- (5) 入札の方法  
ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

## 2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別紙要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7年5月28日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

## 4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和7年5月15日17時00分

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2233

## 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

## 7 入札説明書の交付方法

（場所）長崎県総務部スマート県庁推進課

（期日）この公告の日から令和7年5月28日17時00分まで

なお、県のホームページから入手することもできる。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

（提出場所）5の部局等とする。

（受領期限）令和7年6月5日17時00分（必着）

（提出方法）郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。）で行う。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

## 10 開札の場所及び日時

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

(日時) 令和7年6月6日13時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除する。

##### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

#### 12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき(機能証明書を出していない者又は機能証明書を出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。)

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)。また、再度の入札において入札者(代理人を含む。)の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認(確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等)による。)ができないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(14) 代理人が入札したとき。

(15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。

(18) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

(19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲

内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:  
Contract for lease, operation and maintenance of integrated virtual devices
- (2) Lease period:  
April 1, 2026 through March 31, 2031
- (3) Delivery place:  
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender:  
5:00 pm. June 5, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:  
1:30 pm. June 6, 2025
- (6) Point of contact:  
Smart Prefecture Development Division,  
General Affairs Department,  
Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

#### 契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る業務の名称  
環境放射線テレメータシステム及び測定機器類の運用保守・点検業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県 県民生活環境部 地域環境課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2356
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年3月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
東京都新宿区西新宿3丁目20番2号  
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社 代表取締役社長 伊東 匡
- 5 随意契約に係る契約金額

43,252,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に該当するため。

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局上五島支所長から公共測量（3級基準点測量及びUAVレーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町網上市郷	令和7年5月1日から 令和8年2月27日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

## 基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市ほか12市町	令和7年3月31日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐世保市長から公共測量（道路計画）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市の一部	令和7年3月17日

**交 通 局 公 告****一般競争入札の参加者の資格等（告示）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

長崎県交通局長 太田 彰幸

## 1 調達する物品の名称及び予定数量

軽油 1,298キロリットル

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

## 3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(8)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格(以下「県資格」という。)を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項の力のみを審査する。

## (3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日(以下「基準日」という。)、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

(ア) 売上高当期利益率

(イ) 固定長期適合率

(ウ) 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうること(供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで)。

## 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和7年5月22日まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

## (3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書(様式第1号)に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

(ア) 誓約書

(イ) 委任状

- (ウ) 印鑑届（様式第3号）
- (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）
- (オ) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者  
申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
  - (ア) 誓約書
  - (イ) 財務関係明細書
  - (ウ) 営業概要書
  - (エ) 委任状
  - (オ) 法人にあつては登記簿謄本
  - (カ) 個人にあつては次のa及びb
    - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - (キ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
  - (ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - (ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - (コ) 印鑑届（様式第3号）
  - (サ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）
  - (シ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
  - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第7号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間  
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
  - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
  - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
  - (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和7年4月25日

長崎県交通局長 太田 彰幸

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 購入物品名及び数量

軽油 1,298キロリットル



- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による
  - (3) 納入期間  
令和7年6月1日から令和7年8月31日まで
  - (4) 納入場所
    - ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
    - イ 東長崎営業所（長崎市平間町411-1）
    - ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
    - エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
    - オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
  - (5) 一連の調達契約に関する事項
    - ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期  
軽油 1,234キロリットル 令和7年8月頃
    - イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
令和7年2月7日
  - (6) 入札の方法  
入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。
- ## 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 軽油調達に関する令和7年4月25日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和7年4月25日付け長崎県公報第11410号搭載）に定める資格を得ていること。
  - (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（電話）095-822-5141  
（提出期限）令和7年5月22日
- ## 4 入札参加条件
- 次の条件を満たしている者であること。
- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
  - (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
  - (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- ## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) 令和7年4月25日から令和7年5月22日 (県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(受領期限) 令和7年5月26日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送 (郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。) で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階 第1会議室

(日時) 令和7年5月27日 午前11時00分

開札当日が悪天候 (大雨、大雪、台風接近等) 等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額 (消費税及び地方消費税を含む) に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約 (契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法 (平成15年法律第112号) 第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの (2件以上) を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額 (消費税及び地方消費税を含む) に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法 (平成15年法律第112号) 第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの (2件以上) を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
light oil 1,298KL
- (2) Delivery period  
From June 1st, 2025, to August 31, 2025
- (3) Delivery place
  - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
  - b) Higasinagasaki Office Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
  - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
  - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
  - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender  
No later than May 26, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:

11:00 May 27, 2025

- (6) Contact point for the notice  
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau  
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1  
Tel 095-822-5141

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和7年4月25日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

#### 1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、<sup>けん</sup>牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、<sup>けん</sup>牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

#### 2 受審資格

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び<sup>けん</sup>牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び<sup>けん</sup>牽引）は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を取得している者
- (2) 技能検定員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び技能検定員資格者証（大型）を取得している者
- (3) 技能検定員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（中型）を取得している者
- (4) 技能検定員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（普通）を取得している者
- (5) 教習指導員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び教習指導員資格者証（大型）を取得している者
- (6) 教習指導員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（中型）を取得している者
- (7) 教習指導員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（普通）を取得している者

#### 3 審査の実施日時

令和7年5月27日（火）から同月30日（金）までの午前9時から午後5時まで

#### 4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

#### 5 審査の申請

##### (1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

(ア) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び<sup>けん</sup>牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び<sup>けん</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード

(イ) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免

許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（大型）

- (ウ) 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（中型）
- (エ) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（普通）
- (オ) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（大型）
- (カ) 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（中型）
- (キ) 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 23,750円
- (イ) 普通免許 19,800円
- (ウ) 第二種免許 22,200円
- (エ) その他の免許 14,450円

イ 教習指導員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 15,100円
- (イ) 普通免許 12,000円
- (ウ) 第二種免許 12,850円
- (エ) その他の免許 9,950円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示の日から令和7年5月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 問合せ先

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係  
 郵便番号 856-0817  
 所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5  
 電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識

技 能 検定員		(4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指導員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二二  
四一

## 選挙管理委員会告示

### 長崎県選挙管理委員会告示第17号

第27回参議院長崎県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数を、次のとおり定めた。

令和7年4月25日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

印刷所

長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
クイック  
プリン  
ト  
宏  
田  
寺

#### 1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回数
株式会社テレビ長崎	1
長崎文化放送株式会社	1
株式会社長崎国際テレビ	1

#### 2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回数
長崎放送株式会社	1